平成２９年（フ）第２４９３号
大阪市中央区上汐１丁目６番11号
債務者　ＱＵＥＥＮＳ　ＥＶＩＤＥＮＣＥこと　井ノ上敦英
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　八木　稔郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６１１号
大阪府和泉市伏屋町３丁目19番１―302号
債務者　宮永　　勇
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辰田　　淳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２６５５号
大阪市都島区中野町４丁目17番１号　ヒルズ桜宮　101号、前住所大阪市淀川区木川東３丁目３番27号、住民票上の前住所大阪市淀川区東三国２丁目７番７号
債務者　波戸　勝弘
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　谷岡　俊英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月28日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２９６号
堺市堺区旭ヶ丘北町３丁３番18―301号、住民票上の住所堺市堺区大仙中町７番14―207号
債務者　土屋鍼灸院こと　土屋　昭男
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　前田　英倫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第４９１号
大阪府河内長野市喜多町627番地の１　（プレジオ喜多町205号）
債務者　唯見　正明
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　真鍋　直樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月２日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７７号
長崎県長崎市昭和２丁目15番１―1308号
債務者　田中　賢三
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐藤　敬弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月22日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月15日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３７１号
埼玉県八潮市八潮４丁目13番地19
債務者　坂本　　亨
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中野　吉宏
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月６日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１３９号
福井市つくし野３丁目901番地１
債務者　宮嶋　龍二
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　井花　正伸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月３日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成29年９月19日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４１号
石川県野々市市本町１丁目37番５号、従前の住所金沢市畝田中４丁目85―１
債務者　リペアこと　清水　敏晴
1　決定年月日時　平成29年７月５日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　渡辺　数磨
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月27日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
金沢地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第５２９号
名古屋市南区鶴里町１丁目50番地　ドミールカネハチ101号
債務者　Ｄｒｅａｍ　Ｓｔａｔｉｏｎ　ＮＯＡＨこと　ＤＳ　ＮＯＡＨこと　米澤　　勝
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小谷　　聖
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４３９号
京都市北区上賀茂岡本町55番地の13
債務者　佐川　永徳
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　幸裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第４４０号
京都市北区上賀茂岡本町55番地の13
債務者　佐川　光恵
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　北村　幸裕
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年10月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１０３号
福岡県久留米市諏訪野町2011番地15　ジョイフル諏訪野２　302号
債務者　荒木　英明
1　決定年月日時　平成29年７月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　紀文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２９年（フ）第１０８号
福岡県久留米市御井町1762番地１　グリーンビル御井Ａ棟403号、申立時の住所福岡県三井郡大刀洗町大字本郷4647番地22
債務者　境　健太郎
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　正幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年９月21日午前11時
5　免責意見申述期間　平成29年９月20日まで
福岡地方裁判所久留米支部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１６８号
函館市富岡町２丁目39番１号　花マンション13号
債務者　谷地　春江
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１７０号
北海道北斗市中央２丁目５番５号
債務者　長永　和子
1　決定年月日時　平成29年７月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月23日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７４０号
名古屋市天白区植田山５丁目111番地の１　常銀インスラー103号
債務者　寺倉　雄次
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部